別紙2

新検定基準は、違憲違法であり、近隣諸国との共同宣言に反し、友好関係を損なう

1. 新検定基準の概要

文科省が告示した内容は、それまでの義務教育諸学校教科用図書検定基準の社会科・ 高等学校教科用図書検定基準の地理歴史科・公民科について、新たに次の3つを追加し た。

- ⑦ 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、<u>特定の事柄を強調し過ぎていたり</u>、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。(下線の文言を追加)
- ① 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれがある表現がないこと。(新設)
- ⑦ 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例が ある場合には、それらに基づいた記述がされていること。(新設)

また、新検定基準とは別に「審査要項」の「改定」で、全教科について、「教育基本法や学習指導要領の目標などに照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」を追加する。そして、「審査手続き」で、検定申請時に、教育基本法の趣旨を反映させた工夫点をより詳しく説明する書類を教科書発行者に提出させる、としている。

つまり、この新検定基準等は、教科書の内容を政府が隅々まで統制し、事実上の「国定教科書」づくりをめざすものである。さらに、歴史の事実を教科書から消し去り、歴史をわい曲する内容を教科書に書かせ、政府に批判的な内容は教科書から排除することをめざす重大な改悪である。

以下、この新検定基準の主な問題点を指摘する。

2. 新検定基準の問題点

①歴史の事実を歪め、「近隣諸国条項」を有名無実化する

社会科教科書の検定基準のひとつに「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮」する「近隣諸国条項」がある。この「近隣諸国条項」は、近現代史について、日本と近隣アジア諸国との関係について国際理解と国際協調を深める立場で書くことを求める条項である。つまり、日本の侵略・加害について歴史的事実であれば検定で削除・修正を求めないという検定基準である。

この条項は、1982年に文部省が教科書検定で日本の侵略戦争・加害の事実をわい曲し

ていることがアジア諸国に知られ、中国・韓国をはじめアジア諸国から抗議され、外交問題になった。この時、宮沢喜一官房長官(当時)は、「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分耳を傾け、政府の責任において是正する」という談話(「宮沢談話」)をだし、外交問題に決着をつけた。そして、この談話に基づいて追加された検定基準が「近隣諸国条項」である。つまり、「近隣諸国条項」は、憲法9条と同様に、日本政府のアジア諸国への国際公約であり、日本国民への公約でもある。

自民党特別部会は、「いまだに自虐史観に強くとらわれる」と、日本の侵略と加害の記述を教科書から削除させようとしてきた。これまで積み重ねられてきた歴史的検証や証言などを無視して「つくる会」系グループ等の主張を取り入れ、歴史の事実を歪めようとしてきた。ゆえに、安倍自民党は、そのための大きな障害となっている「近隣諸国条項」の「見直し」を掲げてきた(別紙1の「一覧表」の①「中間取りまとめ」には、「近隣諸国条項」を「見直す」とある)。

しかしながら、国際公約でもある「近隣諸国条項」を廃止すると大きな国際社会の反発が 予想されると、安倍総理・下村文科大臣らは、姑息な方法として、新検定基準に⑦⑦を加 えることで、「近隣諸国条項」を実質的に廃止させたのである。

つまり、新検定基準の⑦①は、あの忌まわしい侵略戦争の反省にもとづく憲法及び教育基本法並びに戦後教育方針に著しく反する。また、国際社会、わけても直接的甚大な危害を及ぼした近隣アジア諸国政府との間で締結した共同宣言などに著しく反し、信義誠実の原則に反し、「近隣諸国条項」に反する。さらには、政府間及び住民間でこれまで地道に積み重ねてきた信頼にもとづく友好関係を著しく損なう。

②日本政府の見解の強要は、教科書の政府広報化・国定化

新検定基準ののは、自民党特別部会は、「領土問題について、我が国が主張している立場が十分記述されていない」との主張を受けるものである。これを受けて、文科省は、教科書作成の指針となる学習指導要領解説書に、「尖閣諸島(釣魚島)」と「竹島(独島)」を「我が国固有の領土」と明記する改定を検討している。

また、第1次安倍政権が「慰安婦の強制連行はなかった」とした閣議決定や戦後補償問題で「日韓基本条約で解決済み」とした政府見解、南京大虐殺(南京事件)の「被害者の具体的な人数については諸説あり、政府としてどれが正しい数かを認定することは困難」とする見解、沖縄戦時の「集団自決」(強制集団死)への日本軍の強制を「断定できない」とする立場等、近現代史に関わる内容で政府見解が強制されることは明らかである。福島原発事故の深刻な被害と被ばく、汚染水問題等を覆い隠し、「放射線は怖くない」「(原発は)重要なベース電源」等を強調し、原発推進を全ての教科書に迫ることも目に見えている。

さらには、例えば、TTPや消費税、社会保障や労働法制などでも政府見解を書かされることになるだろう。それは、歴史・社会科だけではなく、ジェンダー平等教育、家庭科や国語の教材などで、政府の見解と異なるものは排除されることになりかねない。

2013年高校教科書採択で焦点化した実教日本史が、国旗・国歌法に関して「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とした記述に対しても、職務命令を合憲とした最高裁判決を書かせることで封殺することを狙っている。政権が変わるたびに教科書の内容が変わることになり、政府の見解がすべて正しいとは限らないのに、特定の見解を教科書に書か

せて子どもたちに押しつけるのはもはや教育ではない。これは「教化」であり、子どもたちをマインドコントロールするものである。これは、教科書の事実上の「国定教科書」を狙うものである。

旭川学力テスト事件の最高裁大法廷判決(1976年5月)は、「政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから」、教育は「本来人間の内面的価値に関する文化的営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない」として、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制することは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」と判示した。されには、教育における権利として、子どもの学習権を認めている。教育とは、人権のひとつであり、他の人権を実現させる不可欠な手段であるが、子どもの権利条約に謳われているこのような子どもの教育権を、新検定基準の例は、奪う。

子どもたちにとってどのような教科書が適切なのかという基準としては、1989 年に国際連合総会において全会一致で採択された子どもの権利条約(1994 年に日本は批准・公布)を第一に当てはめる必要がある。なぜなら、憲法第98条2項により、「国内法の序列上、同条約は、憲法よりも下位にあるが、少なくとも国会の制定法よりも優位の法的効力を持つことについては学説上実務上も争いがない(「逐条解説」子どもの権利条約 喜多明人ら著 日本評論社 14頁)からである。

子どもの権利条約第28条(教育への権利)、同第29条(教育の目的)について、先の「逐条解説」では、次のように述べている。

「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」(社会権規約委員会一般的意見13号1)とあるように、教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なものである。・・・・・中略・・・。

また、教育への権利は、29条に独立して規定された「教育の目的」とともに理解することが必要である。この権利は、単に教育機会の保障や教育条件整備だけでなく、保障される教育の内容をも問うものである。すなわち、過去の戦争や紛争において、教育が、人種的、国民的、民族的、宗教的集団間の溝を埋めるどころかかえって広げることに利用された歴史を反省し、子どもの教育は、人格・才能・能力の最大限の発達、人権の尊重、親や子ども自身の文化的アイデンティティ・言語。価値の尊重、多様な価値観や自己の文明と異なる文明の尊重、国際理解・平和・寛容・性の平等・友好の精神の下で自由な社会における責任ある生活の準備、および自然環境の尊重を促進するものでなければならない。」(172頁)

「ここで確認されなければならないのは、本条(29 条*原告注入)が重視するのは第二次世界大戦を経てそれまでの各国の教育内容が国の意のままに偏狭な国家主義・軍国主義に堕したことへの反省から、むしろ国の恣意的な教育統制を戒め、国際人権保障の水準に各国の教育目的を適合させることに重点を置いたものと解されるという点である。(180 頁)

以上のように、新検定基準の例は、「人格の全面的かつ調和のとれた発達」「過去の

戦争や紛争において、教育が、人種的、国民的、民族的、宗教的集団間の溝を埋めるどころかかえって広げることに利用された歴史を反省」「価値の尊重、多様な価値観や自己の文明と異なる文明の尊重、国際理解・平和・寛容・性の平等・友好の精神の下で自由な社会における責任ある生活の準備、および自然環境の尊重を促進する」ために不可欠な知識を学習する権利が保証されず、子どもたちが、自由かつ独立の人格として成長するために必要な知識などを豊かにする知識を学習する環境を奪われることになる反憲法・反子どもの権利条約等となる規定である。

③「検定不合格」を盾に年教育基本法「愛国心条項」で教科書を統制強化

新検定基準とは別に「審査要項」の「改定」で、「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件」とする。それを審査するために教科書出版社に、教育基本法第2条の目標にどれだけ準拠しているかを示す詳細な「対照表」として、検定申請時に、「教育基本法の趣旨を反映させた工夫点をより詳しく説明する」書類を教科書発行者に提出させる。これは、教科書発行者に「愛国心教科書」「道徳教科書」作成を強制するためである。2009年3月に文科省が教科書発行者に出した「教科書の改善について(通知)」によって、教科書は教育基本法との「一致」が求められ、社会科だけでなく全ての教科書について、教育基本法第2条の「愛国心」「道徳心」「伝統文化」など5つの条項が教科書のどの記述、内容、教材と「一致」しているかを検定申請時に提出する編修趣意書に書くことが求められている。その結果、教科書の画一化が進み、教科書発行者は「愛国心教科書」「道徳心教科書」づくりを求められている。

このようなことを要求する意図は明白である。自民党と安倍政権は、日本の侵略・加害について、歴史の事実を書いた教科書を自虐史観、偏向だと攻撃し、そうした歴史の事実の記述をなくして教科書を「正常化」しなければ、愛国心が育たない、子どもが自国の歴史に誇りが持てない、などと主張している。教育基本法や学習指導要領を根拠に、不合格で脅して、教科書から歴史の事実を消し去ろうとするものである。

3, 結語

忌まわしい歴史を抱えるドイツでは、ヴァイツゼッカー大統領(当事)は、敗戦 40 周年にあたる 1985 年 5 月 8 日、連邦議会で、「後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」と述べ、91 年にはポーランドの和解機関との関係を始め、連邦補償法、連邦返済法、補償年金法、ナチス被迫害者補償法、対イスラエル条約を制定、その他の協定や支給で 600 億ユーロを超える公的資金による補償をしました。さらには、人道に対する罪への新たな取り組みとして、ドイツによる強制労働被害者への補償給付をおこなうために政府と企業が「記憶・責任・未来」財団を設立(2000 年)し、ナチスの不正への歴史的対処、被害者への支援や名誉回復などをおこなう国際振興計画の活動を行っている。

また、事実にもとづく正しい歴史を知り、その歴史から学ぶことの重要性から、同国の歴史教科書に対する批判に真摯に耳を傾け、隣国のポーランドやオーストリアと国際歴史教科書の対話を開始し、共同の歴史教科書の作成を進め、「ナチズムの犠牲者を追悼する場所は、学習の場である」と追悼施設教育にも力を入れている。

国際社会は、このような多方面に渡るドイツの取り組みに対して、高い評価と信頼を寄せている。日本政府は、このようなドイツ政府の姿勢に学び、事実にもとづく正しい歴史を学ぶための教育環境を整備し、過去の歴史を直視し、その過ちを認め、被害者への謝罪と補償を行うことが必要で、このような行為を通してはじめて、近隣諸国政府や人々との真の信頼と友好関係を築き上げることが可能となり、国際社会における信頼を得ること道が開けるだろう。

ところが、安倍政権は、前記のように、新検定基準は、「近隣諸国条項」を骨抜き・無効化し、教科書発行者を委縮させて自己規制を強制し、教科書の国家統制強化によって、政府の思い通りの教科書―事実上の「国定教科書」をめざすものである。それは、政権党と政府の見解と異なる見方・考え方を子どもの耳目から遮断し、国家の支配者の見解だけを子どもたちの頭脳に注入しようとするものであり、憲法が保障する思想・表現・学問の自由を侵害し、子どもの学習し成長発達する権利を侵害する重大な憲法違反である。これは、安倍政権が進める「教育再生」の名による教育破壊であり、憲法改悪と一体の「戦争する国」の人材づくりをめざすものである。

以上